静岡市環境学習プログラム（エネコロ）貸出要領

１　目的

　小学生を中心としたこども達に、気候変動への危機意識の共有及び地球温暖化対策に向けた具体的な行動変容を促進し、加えて家庭内外における脱炭素に資する行動の実践回数が増加していくことで、脱炭素ライフスタイルへの転換を広く市民へ啓発することを目的として作成された環境学習プログラム（エネコロ）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

２　貸出物品

貸出しを行う物品は次のとおりとする。

・環境学習プログラム（エネコロ）の実施に要する資材　一式

３　貸出基準

　貸出の対象となる催し等の基準は、次のとおりとする。なお、貸出物品が著しく汚損されるおそれがある使用条件の場合は貸出を行わない。

（１）市内の団体・企業・教育機関等が、気候変動や地球温暖化対策の啓発を図る目的で実施する講座や授業等

（２）前号の規定に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

４　借用の申請

　貸出物品の借用を受けようとする者は、借用希望日の７日前までに、物品借用申請書（静岡市物品管理規則様式第13号）を環境創造課あてに郵送、ＦＡＸ又は持参により提出するものとする。

５　貸出の許可

　環境創造課は、申請が適当と認められるときは、物品貸付許可書（静岡市物品管理規則様式第14号）を、申請をした者に交付するものとする。

６　貸出物品の受領及び返却

（１）借用者は、原則として環境創造課から貸出物品を直接受け取り、使用後は、責任を持って速やかに返却するものとする。

（２）貸出に伴う搬出及び搬入は、借用者が行うものとする。

７　貸出期間

　貸出期間は、搬出及び搬入を含め２週間以内までの期間とする。

８　損害等の負担

（１）借用者は、借用者の故意又は重大な過失により貸出物品を損傷させた場合は、修繕費用等を負担するものとする。

（２）借用者は、貸出物品に起因する事故等により、第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（３）貸出物品の使用により、借用者が被った被害に対しては、静岡市は一切その責めを負わない。

９　禁止事項

（１）借用者は、貸出物品を第三者に転貸してはならない。

（２）借用者は、貸出物品を許可された目的以外で使用してはならない。

10　管理及び事務の取扱い

貸出物品の管理及びこの要領に関する事務の取扱いは、環境創造課とする。

11 雑則

この要領に定めるもののほか、物品の貸出等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和４年４月11日から施行する。